

証券会社に関する内閣府令（平成十年大蔵省令 第三十二号）
 総理府令 第三十二号

改 正 案

現 行

<p>（取引報告書の記載事項等） 第三十条（略） 2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～四（略） 五 顧客が法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（以下「適格機関投資家」という。）又はこれに相当する外国の法人その他の団体であつて、書面又は電磁的方法により当該顧客からあらかじめ取引報告書の交付を要しない旨の承諾を得て、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているもの 3～6（略）</p>			<p>（取引報告書の記載事項等） 第三十条（略） 2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～四（略） （新設）</p>		
<p>別表第二</p>			<p>別表第二</p>		
書類の種類	記載事項	備考	書類の種類	記載事項	備考
取引報告書	(略)	一～四（略） 五 営業所名については、	取引報告書	(略)	一～四（略） 五 営業所名については、

	別表第八	法定帳簿の種類		
		記載事項		
		記載要領等		
(略)	(略)	(略)		
				顧客（次に掲げる者に限る。）の同意がある場合に限り、記載を省略することができる。
				イ 証券会社 ロ 外国証券会社 ハ 法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関 ニ 適格機関投資家（イからハまでに掲げる者を除く。）

	別表第八	法定帳簿の種類		
		記載事項		
		記載要領等		
(略)	(略)	(略)		
				顧客（次に掲げる者に限る。）の同意がある場合に限り、記載を省略することができる。
				イ 証券会社 ロ 外国証券会社 ハ 法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関 ニ 法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（イからハまでに掲げる者を除く。）

<p>十三 取引残 高報告書</p>	<p>(略)</p>	<p>七 顧客勘定 元帳</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一・二 (略) 三 取引報告書の交付が義務付けられていない場合 (有価証券の募集の取扱</p>	<p>(略)</p>	<p>一〇五 (略) 六 単価については、第三十条第二項第五号の規定により取引報告書を交付しない顧客との間で同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ当該顧客の同意がある場合には、同日における同一銘柄の売買の単価を平均した単価で記載することができ。また、平均した単価で記載した場合には、その旨を表示する。</p>
<p>十三 取引残 高報告書</p>	<p>(略)</p>	<p>七 顧客勘定 元帳</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一・二 (略) 三 取引報告書の交付が義務付けられていない場合 (有価証券の募集の取扱</p>	<p>(略)</p>	<p>一〇五 (略) (新設)</p>

い等)については、次に掲げる場合を除き取引に係る受渡決済後遅滞なく交付しなければならない。

イ (略)

ロ 第三十条第二項第二号及び第五号に規定する場合

ハニ (略)

四六 (略)

七 単価については、第三十条第二項第五号の規定により取引報告書を交付しない顧客との間で同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ当該顧客の同意がある場合には、同一日における同一銘柄の売買の単価を平均した単価で記載することができ

い等)については、次に掲げる場合を除き取引に係る受渡決済後遅滞なく交付しなければならない。

イ (略)

ロ 第三十条第二項第二号に規定する場合

ハニ (略)

四六 (略)

(新設)

八十一
(略)

七十一
(略)